

ご記入例

ELNET会員入会申込書兼サービス利用申込書

ELNET会員規約に定める各条項を承認の上、ELNET会員として入会及びサービス利用を申し込みます。

宛先 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目12番6号  
株式会社エレクトロニック・ライブラリー行

サービス(プラン)名

モーニングクリッピング

取扱  (EL)  (代理店)

(取扱会社で記入)

申込日 年 月 日 (申込書記入日をご記入ください)

申込者	住所	〒〇〇 - △△ 東京都中央区銀座〇丁目〇番〇号		
	社名	フリガナ イーエルネットキキカブシキガイシャ イーエルネット機器株式会社		
	部署名	広報・IR部		
	役職名	部長	電話番号	03(〇〇△△)〇〇△△
	担当者名	フリガナ ススキ △△△△ 鈴木 △△	FAX番号	03(△△〇〇)△△〇〇

以下の※印の項目について、申込者欄と同一の場合は記入不要。

利用先	住所※	〒 - 同上		
	部署名※	広報・IR部		
	役職名※	部長		
	管理者名※	フリガナ ススキ △△△△ 鈴木 △△	実務者名	フリガナ 同左
	電話番号※	03(〇〇〇〇)〇〇〇〇	電話番号	同左

請求先	住所※	〒 - 同上 (請求書に印字される住所となりますので、正確にご記入ください)		
	部署名※	同上		
	役職名※	同上		
	担当者名	フリガナ 同上	電話番号	同上
	宛名	<input type="checkbox"/> 会社名御中 <input checked="" type="checkbox"/> 部署名御中 <input type="checkbox"/> 担当者名様		
請求書送付先E-mail	suzuki.h@elnetkiki.co.jp <small>原則1アドレスとなります(メーリングアドレス等も可能です)代理店扱いは対象外です。</small>			

本社情報	〒 - 同上 本社所在地※	代表者名	山本 □□	事業内容	電気機械器具製造業
------	------------------	------	-------	------	-----------

利用範囲の規定(利用者が上記の申込者/利用者の所属する法人・機関・団体・事業主名等と異なる場合にご記入ください)

--

利用者数 月間記事原文利用件数(新聞)

(取扱会社で記入) 人	(取扱会社で記入) 件
-------------	-------------

(契約時初回見積番号) (取扱会社で記入)

備考	
----	--

- ・ ELNET会員規約(定型約款)は利用契約の内容となります。
- ・ お客様の個人情報は、株式会社エレクトロニック・ライブラリーの個人情報保護指針に基づき管理させていただきます。
- ・ 上記の情報は、ELNETおよび各種サービスについてのご案内、サービスの提供、ご連絡のほか、審査、管理、その他お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するために利用させていただきます。
- ・ 入会手続き終了後、株式会社エレクトロニック・ライブラリーより申込者控え(コピー)をお送りいたします。
- ・ ID番号の交付をもって、ELNET会員への加入を承認いたします。
- ・ 審査の結果等によっては、ご利用のご希望に沿えない場合がございますのでご了承ください。

当社記入欄

ID番号	企業コード	
	交付日(サービス開始日)	

(20210901)

太線枠内をご記入ください。

## ELNET会員規約(定型約款)

本規約は、株式会社エレクトロニック・ライブラリー(以下当社という)が提供する会員制サービス「イーエルネット」(以下ELNETという)の利用にかかわる、当社とELNET会員(以下会員という)の間の規約を定めたものです。また、サービス毎に利用条件を定めた会員規約別紙(以下別紙という)を、当該サービスを受ける会員に交付します。この別紙は、本規約と一体のものとなります。

### 第1条(会員)

①会員とは、本規約(別紙を含む。以下同じ)を承認のうえ当社所定の申込書によりELNETへの加入を申し込み、当社が加入の承認をした法人・機関・団体・事業主をいいます(以下この申し込みと承認によって成立する契約を利用契約という)。  
②会員は、申込書に記載した利用先に限りELNETを利用することができます。

### 第2条(変更の届け出)

会員は、その法人名、住所、利用部署、担当者名、連絡先その他当社への届け出内容に変更のあった場合は、当社所定の様式に基づきすみやかに当社に届け出るものとします。

### 第3条(IDおよびパスワードの管理責任)

会員には、ELNETを利用するためのIDが交付されます。また、ELNETを利用する際に必要なパスワードについては、当社もしくは会員が決めるとします。会員は、会員のIDおよびパスワードの管理に責任をもち、第三者に漏洩しないものとします。会員は会員のIDによるELNETの利用料金について支払いの一切の責任を負います。

### 第4条(設備)

会員は、ELNETが利用可能なファクシミリ、回線、パソコンその他すべての機器、通信ソフトウェア、消耗品等を自己の負担において備え、これらをELNETの情報やデータを受信できる状態にするものとします。また、会員は何らかの機器の故障等が発生した場合、自己の負担において修復し、当社に連絡するものとします。

### 第5条(ELNET受信用メールアドレス、ファクシミリ番号の指定)

会員は、ID毎に会員のメールアドレスやファクシミリ番号をELNET受信用として指定するものとします。

### 第6条(料金、請求)

①当社は、別紙に定める(ただし、当社は別の文書で定めることがあり、この文書は別紙の一部である)利用料金をもってELNETの提供を行います。ELNETの利用料金の請求は、毎月末日を締日とし当社が会員のID毎に集計した利用明細に基づき、当社または取扱代理店(以下代理店)から請求されます。会員は、当社または代理店が定める条件により支払うものとします。

②当社は、別紙に定める利用料金を、会員に対し1ヵ月前までに文書もしくはサービス画面または当社が別途定める方法で通知したうえ改定することができます。

### 第7条(情報やデータの取扱い)

①ELNETより提供される情報やデータに係る著作権(ELNETより提供される情報やデータに第三者の知的財産権が存する場合にはその利用許諾権を含む)は、各情報提供者または原作者に帰属します。また、ELNETのデータベースの編集著作物としての著作権、その他知的財産権は当社に帰属します。

②会員は、ELNETより提供される情報やデータについて、ELNETで定めた方法によるディスプレイ上の表示またはプリントアウトの範囲で利用するものとします。複製、加工、改変、送信、転載、販売等の譲渡、貸与、出版、電子データとしての保存、第三者への公表または利用、その他前項の著作権もしくは知的財産権を侵害する行為をしてはならないものとします。ELNETに関するマニュアル、キーワード集、アプリケーション

等についても同様とします。ただし、サービス毎に定める利用条件がある場合に限り、その条件に従った利用ができます。

### 第8条(免責)

①当社は、ELNETのサービスの提供ができなかった場合、中断した場合及び遅延した場合(以下不履行等という)には、会員またはそれ以外の第三者の直接もしくは間接的に生じた損害について責任を負いません。

②ELNETへの情報提供者または原作者、代理店は不履行等についていかなる責任も負いません。

③当社は、ELNETを通じて提供される情報やデータの内容については、いかなる保証も行いません。

### 第9条(本規約の変更)

①当社は、会員の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合は、ELNETサービス料金とその他販売条件などは、変更後の規約によるものとします。

②前項における、本規約の変更は、文書もしくはサービス画面または当社が別途定める方法で、随時会員に通知します。

### 第10条(有効期間)

①利用契約の有効期間は当社が加入を承認し、会員がIDの交付を受けてサービスの利用が可能となった日から、その日を含む月の翌年同月の前月末日までとし、有効期間満了の日の前月末日前までに会員、当社いずれからも文書による解約の申し出がないときは1年間延長するものとし、以後も同様とします。

②利用料金は、前項のサービスの利用が可能となった日から発生します。

③当社が会員に利用料金の改定を通知し、会員が改定日の15日前までに当該改定に応じない旨文書で通知した時には当該改定日の前日を以て利用契約は終了します。

④会員に次の事実が生じた場合には、当社は何らの通知、催告なくして利用契約を解除し当該IDを無効にすることができます。

ア)会員が利用契約もしくは本規約に定める各条項のいずれか1つにでも違反したとき

イ)会員が差押え、仮差押え、仮処分、滞納処分、手形小切手の不渡処分(電子記録債権の支払不能通知を含む)を受けたとき

ウ)会員につき破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てがあったとき

エ)会員につき任意整理が開始されたとき、その他会員の経済状況が悪化したと認められるとき

⑤利用契約の有効期間内にサービスの中途解約をする場合有効期間満了までのサービス料金を一括して支払うものとします。

### 第11条(暴力団、反社会的勢力の排除)

会員及び会員の役員等の構成員は、次の各号のいずれも該当せず、次の各号のいずれにも関与していないことを表明し、保証します。

①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業

②前号以外で、反社会的勢力に該当する者。反社会的勢力とは、暴力等による威力や詐欺的手法を利用して経済的利益を追求し、または市民社会の秩序や安全に脅威を与える集団または個人をいう。

### 第12条(権利義務の譲渡)

会員は当社の書面による同意なしに本規約に係わる如何なる権利および義務も譲渡することはできません。

### 第13条(その他)

本規約に定めのない事項ならびに本規約に関する疑義が生じた場合、当事者が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

(20200401)